

第6次障害者計画

令和3年度～令和8年度

(素案)

【概要版】

令和2年11月

流山市

計画の基本事項

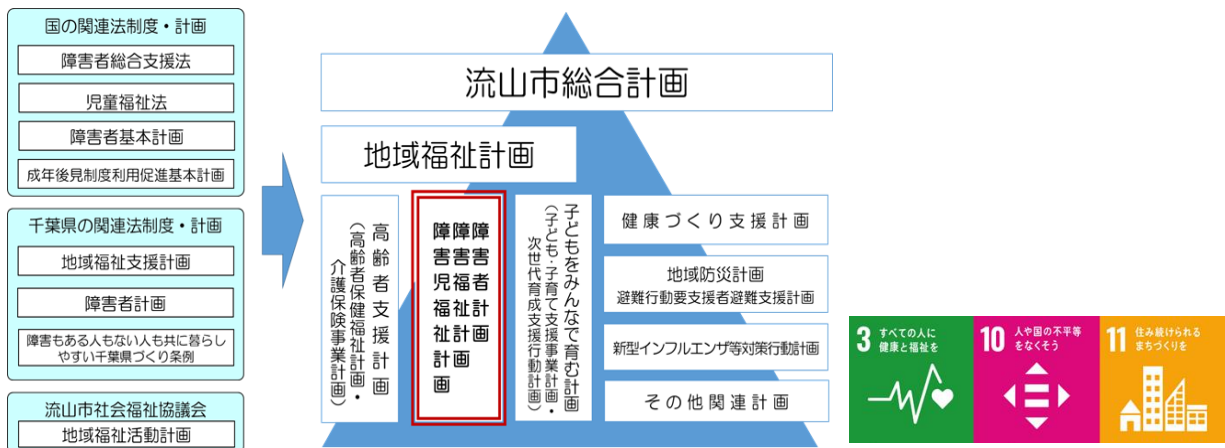
1. 計画策定の趣旨

本市では、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」の実現を目指し、令和3年度から令和8年度を計画期間とする第6次流山市障害者計画を策定し、障害者が自らの能力を最大限発揮することにより、障害者の自立と社会参加ができるよう施策の展開を図っています。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者のための施策に関する基本的な計画として位置づけ、国及び県が策定した関連計画との整合性を図るとともに、本市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための理念や方向性を定めます。
- 本計画は、令和2年度から実施された「流山市総合計画(基本構想・基本計画)」及び第3期流山市地域福祉計画の部門計画として策定します。

■ 上位計画との関係



3 計画期間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者計画	第5次計画	第6次計画					
障害福祉計画	第5期計画	第6期計画			第7期計画		
障害児福祉計画	第1期計画	第2期計画			第3期計画		

計画の基本理念等

1 計画の基本理念

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無にかかわらず、全市民が参画・協働して、まちづくりを推進していく必要があります。よって次の理念を掲げます。

「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」

2 計画の基本方針

基本理念の実現のための基本的な方針として、次のような分野の施策を展開していきます。

- (1) 安心・安全な生活環境の整備
- (2) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- (3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- (4) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- (5) 保健・医療の推進
- (6) 雇用・就業、経済的自立の支援
- (7) 療育・教育の充実
- (8) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

基本理念

共に
生
き
、
共
に
築
く
、
私
た
ち
の
ま
ち
―
流
山

施策分野

主要課題

(1)安心・安全な生活環境の整備	①道路・交通のバリアフリー化の促進 ②公共施設のバリアフリー化の推進 ③住宅改造の推進 ④防災、防犯対策の推進
(2)情報アクセシビリティの向上 及び意思疎通支援の充実	①広報活動の充実 ②情報バリアフリー化の推進 ③手話言語条例の普及促進 ④手話通訳者の養成・派遣の促進 ⑤要約筆記者の養成・派遣の促進 ⑥「障害福祉の案内」の充実・配布
(3)差別の解消、権利擁護の推進 及び虐待の防止	①障害を理由とする差別解消の推進 ②権利擁護の推進 ③啓発活動の充実 ④福祉教育の充実 ⑤交流機会の拡大
(4)自立した生活の支援・意思 決定支援の推進	①相談支援体制の充実 ②地域生活への移行支援 ③日中活動の場・住まいの場の充実 ④在宅福祉サービスの充実 ⑤障害児支援の充実 ⑥地域生活支援拠点等の充実 ⑦身体障害者補助犬への理解の促進 ⑧地域福祉の推進
(5)保健・医療の推進	①健康都市宣言・健康づくりの推進 ②医療福祉サービスの充実 ③医療的ケアが必要な児童への支援 体制の充実 ④乳幼児期における疾病や障害の早期発見 ⑤精神障害者のための地域ケアネット ワークの充実
(6)雇用・就業、経済的自立の 支援	①就労や雇用の場の確保 ②就労施設利用者の支援 ③経済的自立の支援
(7)療育・教育の充実	①保育、就学前教育の充実 ②学校教育の充実 ③児童発達支援センターの充実 ④障害児の保育等の充実
(8)文化芸術活動・スポーツ等 の振興	①文化・スポーツ活動の推進

4 基本施策と方向性

(1) 安心・安全な生活環境の整備

基本施策	施策の方向性
①道路・交通の バリアフリー化の促進	道路・歩行空間のバリアフリー化を促進し、歩行者の安全性向上のための整備を行います。
②公共施設等の バリアフリー化の促進	既存の公共施設の改修計画に併せ、施設のバリアフリー化を促進します。
③住宅改造の推進	障害者及び高齢者への住宅改造費助成事業の周知・推進を行います。
④防災、防犯対策の推進	障害者が安心して避難できる避難所運営を行い、地域防災体制を整備します。また、日常的な地域防犯体制の促進をしていきます。

(2) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

基本施策	施策の方向性
①広報活動の充実	市の広報とホームページについて、障害の特性に対応したユニバーサルデザインを意識した質の高い情報提供を促進します。
②情報バリアフリー化の 推進	障害者の方が情報を得るためにインターネット等を活用したコミュニケーション支援を行います。
③手話言語条例の普及促進	手話言語条例の普及促進に向け、各種事業を展開します。
④手話通訳者の養成・派遣 の推進	手話通訳者養成のため講座を開催し、人材の養成、普及に努めます。
⑤要約筆記者の養成・派遣 の推進	要約筆記を必要とする中途失聴者・難聴者のニーズに応えるため、要約筆記のできる人材を養成します。
⑥「障害福祉の案内」の 充実・配布	「障害福祉の案内」の内容を充実し、市民及び障害者支援に係る関係機関に提供することで、市民が必要とする情報を提供します。

(3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

基本施策	施策の方向性
①障害を理由とする差別 解消の推進	障害を理由とした差別のない社会、あらゆる障害への理解について、さらに周知・啓発に取り組みます。
②権利擁護の推進	障害者虐待防止の理解を促進します。また、障害者の権利を守るため成年後見制度の普及・啓発を行います。
③啓発活動の充実	障害者マークの周知、講演会、市職員への研修等の機会を設け、障害者への理解を深める施策を推進します。

④福祉教育の充実	学校での福祉やメンタルヘルスに関する授業や体験学習等の機会を設け、障害への理解を深めます。
⑤交流機会の拡大	障害者団体との交流や市民まつりを開催し障害者への理解を深めます。

(4) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

基本施策	施策の方向性
①相談支援体制の充実	市内3箇所市外1箇所の相談支援事業所を中心に、障害者がいつでも、何でも相談できるような体制を構築します。
②地域生活への移行支援	サービス事業者との連携により、社会資源を活用しながら円滑に地域へ移行できるよう推進します。
③日中活動の場・住まいの場の充実	親亡き後の不安を解消するため、地域における障害福祉サービスの提供体制の整備、グループホーム等の充実を図ります。
④在宅福祉サービスの充実	障害福祉サービスや地域生活支援事業など、個々の障害者のニーズに合った給付を行い、在宅での生活を支援します。
⑤障害児支援の充実	療育を希望する障害児に対して必要なサービスの提供ができる支援体制の充実を図ります。また、サービス利用を含めた相談体制の充実を図ります
⑥地域生活支援拠点等の充実	障害者の重度化や高齢化、親亡き後を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制を充実します。
⑦身体障害者補助犬への理解の促進	身体障害者補助犬の病院や飲食店等への同伴の理解を推進し、障害者が生活しやすい環境を構築します。
⑧地域福祉の推進	障害者団体・NPO法人、社会福祉法人との連携により、ボランティアの育成を推進します。

(5) 保健・医療の推進

基本施策	施策の方向性
①健康都市宣言・健康づくりの推進	障害者の健康維持のために、いつでも相談できる場所、障害者に配慮した健診体制を作ります。
②医療福祉サービスの充実	障害者の充実した在宅生活のため、健康管理・健康づくりに取り組めるよう保健医療及び介護保険との連携を図ります
③医療ケアが必要な児童への支援体制の充実	医療的ケアが必要な障害児が、地域での必要な支援を受けることができるよう関係機関と連携し支援体制を作ります。

④乳幼児期における疾病や障害の早期発見	乳幼児期における疾病や障害の早期発見・早期対応するために、関係機関と連携し、相談体制の整備を図ります。
⑤精神障害者のための地域ケアネットワークの充実	精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、精神障害者のための地域ケアネットワークを構築します。

(6) 雇用・就業、経済的自立の支援

基本施策	施策の方向性
①就労や雇用の場の確保	官公庁や企業の就労、雇用機会の拡充に努めます。また、障害者の賃金向上のため優先調達の推進を行います。
②就労施設利用者の支援	就労系サービスを利用する施設利用者の利用料と就労施設等への交通費助成を行います。また、就労支援センターでは、就労後の支援についてもサポートし充実を図ります。
③経済的自立の支援	公的年金制度や各種手当、公費負担制度等の周知を図り、必要な支援が受けられるよう努めます。

(7) 療育・教育の充実

基本施策	施策の方向性
①保育・就学前教育の充実	集団活動を通して社会性・対人性の向上を目指していきます。また、児童発達支援利用者には、関係機関と情報を共有し、対象園児のサポートをしていきます。
②学校教育の充実	療育施設・保育所（園）・幼稚園・認定こども園での学びを就学先へ引き継ぐために連携を図ります。また、児童生徒の発達や障害特性に応じた特別支援教育の充実を図ります。
③児童発達支援センターの充実	児童発達支援センターについて、地域で身近に相談できる場としての充実を図ります。
④障害児の保育等の充実	障害のある子どもの保育所、認定こども園、幼稚園での受け入れについて推進します。

(8) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

基本施策	施策の方向性
①文化・スポーツ活動の推進	障害者団体と連携し、障害者スポーツ大会等への参加を促進します。 講習会等、その他文化活動への関心を高められるよう周知を図ってまいります。